

NEWS RELEASE

令和2年11月27日

お客さま各位

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

とちぎん行員がオススメする地元グルメを抽選でプレゼント！！ 『とちぎん 冬のあなたとともに地域応援キャンペーン』の実施について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）では、冬の資産運用キャンペーンを個人のお客さまを対象に下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1. キャンペーン名称 『とちぎん 冬のあなたとともに地域応援キャンペーン』
2. キャンペーン期間 令和2年12月1日（火）～令和3年1月29日（金）
3. キャンペーン内容

キャンペーン期間中、株式投資信託を30万円以上購入または、積立投資信託を毎月1万円以上新規ご契約いただいた個人のお客さまの中から、抽選で合計300名さまに、当行行員が選んだ地元グルメ、A賞「絶品ヨーグルトセット」（100名さま）、B賞「牛肉ギフト すき焼きしゃぶしゃぶ用400グラム」（100名さま）、C賞「日光萬バター（5本入）セット」（100名さま）をプレゼント。

※つみたてNISAは対象になりません。

※キャンペーンの詳細およびキャンペーン対象商品の留意事項については、店頭またはホームページでご確認ください。

※積立投資信託については、抽選の時点（令和3年2月頃）でお取引の継続を確認できない場合、抽選の対象とはなりません。

※期間中であっても、金融環境の変化等により、キャンペーンの内容を予告なく変更・終了する場合がございます。

NEWS RELEASE

投資信託に関する留意事項

●投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等(株式・債券・不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください)

●対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。

①申込時

申込手数料(買付金額に対し、最大 3.3%(税込)の率を乗じた額)

②保有期間中

信託報酬(純資産総額に対し、最大年率 2.42%(税込)の率を乗じた額)

その他費用(監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など)

③換金時

信託財産留保額(換金時に適用される基準価額に対し、最大 0.5%)

公社債投資信託の場合(換金手数料として、1 万口につき最大 110 円(税抜 100 円))

※上記各種手数料や費用の上限値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用や上記①～③の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。

(詳しくは、ファンドごとの目論見書・目論見書補完書面等でご確認ください。)

※上記手数料および手数料率等は、令和 2 年 11 月 26 日現在の消費税率(10%)で算出しています。

●その他の留意事項

・投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

・栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。

・投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、「元本払戻金(特別分配金)」は実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。

・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

・投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の対象ではありません。

・投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面等)を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、窓口にて用意しております。また、インターネットで投資信託をご購入の際は、申込みの都度、PDFファイル形式の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面等)を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。

NEWS RELEASE

●一般 NISA・ジュニア NISA 口座に関する留意点について

- ・令和 2 年 11 月 26 日時点のものです。
- ・当行の一般 NISA・ジュニア NISA 口座でご購入いただける商品は「株式投資信託」のみとなります。(上場株式等はお取り扱いしていません。)
- ・他の課税口座で保有している投資信託を一般 NISA・ジュニア NISA 口座に移管することはできません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座開設にあたっては 1 人 1 口座(1 金融機関等)のみとなります。なお、一般 NISA 口座は平成 27 年 1 月から一定の手続きのもと金融機関の変更が可能となりましたが、ジュニア NISA 口座については金融機関等の変更ができません。変更しようとする年分の非課税管理勘定で投資信託等を購入(分配金再投資による購入を含む)していた場合、その年分は他の金融機関への変更や一般 NISA 口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移すことはできません。
- ・1 年間の非課税投資枠をその年にすべて使わなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。
- ・非課税期間中においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座の取引において売却時に損失(譲渡損失)が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
- ・一般 NISA・ジュニア NISA 口座の特定口座等へ移管した場合、税務上、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ・投資信託における「元本払戻金(特別分配金)」はそもそも課税の対象外であり、一般 NISA・ジュニア NISA 口座によるメリットを享受できるものではありません。
- ・株式投資信託の分配金の再投資(自動買付け)が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。
- ・NISA 口座に設定される非課税投資枠は、「非課税管理勘定」(一般 NISA)または「累積投資勘定」(つみたて NISA)のいずれかを選択していただきます。同一年に両方を利用することはできません。

販売会社の概要

商 号 等:株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 57 号
加入協会:日本証券業協会

NEWS RELEASE

当行の苦情処理設置及び紛争解決措置(下記機関を利用)

- ・一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

- ・特定非営利法人活動 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005

受付日(共通) 平日(月～金)[銀行休業日を除く]

受付時間(共通) 9:00～17:00